

中国四国農政局

国有財産の一般競争入札案内書

(平成24年2月28日実施)

農林水産省

中国四国農政局

※ 本案内書は、入札の際にご持参願います。

【お問い合わせ先】

岡山市北区下石井1-4-1

中国四国農政局経営・事業支援部構造改善課

担当：管理官 家本（いえもと）

電話：086-224-4511（内線2485）

国有財産の一般競争入札案内書

1 入札物件

物件 番号	財産 区分	所 在	地 番	登記簿 地 目	登記簿面積 (実測面積) m ²	備考
1	土地	尾道市向島町字 龍王北	73番7	畑	791 (791.73)	4筆 一括 売払い
		尾道市向島町字 龍王北	73番8	畑	80 (80.99)	
		尾道市向島町字 龍王北	73番9	畑	127 (127.33)	
		尾道市向島町字 龍王北	73番10	畑	330 (330.27)	
2	土地	尾道市向島町字 龍王北	120番18	畑	107 (107.96)	

(注) ① 土地の評価は、登記簿地目に関係なく原則宅地又は宅地見込地で行い、面積は実測面積とする。

② 土地は現況での売払いとするので、各自で現地確認を行うこと。

2 入札参加者の資格及び入札の参加方法

(1) 入札参加者の資格

次の者以外の方なら、どなたでも参加できます。

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当する者（売買等の契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者、契約の履行に関して不正の行為をした者等）
- ② 国有財産法第16条の規定に該当する者（国有財産に関する事務に従事する職員）
- ③ 暴力団及び警察当局から排除要請がある者

(注) 予算決算及び会計令、国有財産法等については11～12ページを参照してください。

(2) 入札の参加方法

入札の参加に当たっては、「国有財産売払公示書」（5～6ページ）及び「入札要領」（7～9ページ）を十分お読みの上、参加してください。

3 入札に当たって付す条件

落札者が国有財産買受申込書を提出し、国が国有財産売払通知書を発行する場合において、次の条件を付すこととします。

- (1) 「落札者は、国有財産売払通知書の発行の日から10年間、売払物件を暴力団員

による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならない。」

- (2) 「落札者は、国有財産売払通知書の発行の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。」

(注) 落札者が上記の条件に違反したときは売払いの対価の3割に相当する金額を国に違約金として支払わなければならない。

4 入札日時及び落札者の決定方法

- (1) 入札及び開札の日時

① 入札者の資格審査

平成24年2月28日（火）午後1:00から午後1:30まで

② 入札 平成24年2月28日（火）午後1:30から

③ 開札 入札締切後直ちに開札

(注) 資格審査は物件番号1及び2を同時に行います。なお、資格審査の時間に遅れると入札に参加できませんので、ご注意ください。

入札は、物件番号1から、物件番号2の順に行いますので、物件番号2の入札参加者の方には待ち時間のある場合がありますことをご了承願います。

- (2) 入札場所 尾道市古浜町26番12号

広島県尾道庁舎 1階 第一会議室

- (3) 落札者の決定方法

開札の結果、国の予定価格以上の最高のものをもって落札者と決定します。

5 入札日の持参品等

- (1) 入札参加申込書（本案内書に添付しているもの（18ページ）を使用してください。）

なお、入札参加者は予め「暴力団排除に関する誓約書」（10ページ）について必ず確認してください。入札参加申込書の提出をもってこれに同意したものとします。

- (2) 印鑑証明書

入札参加申込書の申込人であるご本人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）をご用意ください。

また、代理の方が入札に参加される場合には、代理人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内）も必要となります。

- (3) 現在事項一部証明書（法人登記簿抄本）

法人の場合は、代表役員氏名、事業内容及び代表者に制限のないことが把握で

きる現在事項一部証明書（法人登記簿抄本）をご用意ください。

- (4) 委任状（本案内書に添付のもの（19ページ）を使用してください。）

法人の代表権のない方や個人でやむを得ず代理の方が入札に参加される場合には委任者の印鑑証明書を添付した委任状を持参してください。

なお、入札参加申込書の申込人であるご本人（共有とされる場合は共有者全員）が入札に参加される場合は不要です。

- (5) 印鑑

入札参加申込書に押印したご本人の登録印鑑をお持ちください。

ただし、代理人が入札する場合はご本人（委任者）の印鑑は必要ありませんが、代理人の方は委任状に押印したご自分の登録印鑑を持参してください。

- (6) 入札保証金

入札当日、入札金額の100分の5以上の入札保証金の納付が必要です。

(注) イ 入札保証金は、現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手により入札開始前に供していただきます。

ロ 現金で入札保証金を納付する場合、該当する物件の保管金提出書（本案内書に添付しているもの（20～21ページ）を使用してください。）に、住所、氏名を記載して、当日持参してください。

ハ 銀行振出小切手については、全銀協が運営する手形交換所に加盟の金融機関が振り出したもので、発行日より5日以内のものでお願いします。

ただし、小切手を現金化する際に必要となる手数料が必要な場合は、別途ご負担ください。

ニ 落札者の入札保証金は、国有財産買受申込書が提出されるまで還付しませんが、落札されなかった方の入札保証金は入札終了後、保証金を納付したとき発行した受領証書と引換えに速やかに還付します。

- (7) 収入印紙（200円）（営業行為に該当しない者は除く。）

入札保証金を還付するときその受領証書に貼付していただきますので、200円の収入印紙をご用意ください。

- (8) 契約保証金

落札者は、落札後直ちに国有財産買受申込書を提出するとともに、契約保証金として落札金額の100分の10以上の現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手により供しなければなりません。

ただし、申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に充当することができます。

- (9) 筆記用具（黒のボールペン又は万年筆）

6 契約の締結及び売払対価の納入等

- (1) 落札者は、落札後直ちに国有財産買受申込書を中国四国農政局長に提出するとともに契約保証金として落札金額の100分の10以上（円未満切り上げ）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手により供しなければなりません。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができます。

- (2) 落札者が落札後国有財産買受申込書を中国四国農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意ください。
- (3) 落札者の契約保証金は、落札者から国有財産買受申込書が提出され、後日、国から国有財産売払通知書の発行後、同通知書に定めた所定の期日（発行日から20日以内）までに売払対価が納入された場合に還付します。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき契約保証金を売払対価の一部に振り替えることができます。

- (4) 国有財産売払通知書の発行後、同通知書に定めた所定の期日（発行の日から20日以内）までに売払対価が納入されないときは、契約保証金は国庫に帰属することになりますので、ご注意ください。

(注) 売払対価の分割納入はできません。

7 所有権の移転等

- (1) 売払対価の納入が行われ、確認されたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。
- (2) 所有権の移転登記は、物件の引渡し後、国が行います。
- (3) 所有権移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担となります。

(参考) 登録免許税額

課税価格 × 1,000分の13

(注) 課税価格とは、固定資産課税台帳価格（入札物件の近傍類似地の固定資産課税台帳価格に比準して算定）

8 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分・数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分。なお、法人にあつては業種を付記する。）を公表することになります。

なお、契約金額については、同意を得た上で公表することになります。

国有財産売払公示書

下記国有財産を一般競争入札により売払いします。

記

1 売払物件

物件番号	財産区分	所在	地番	登記簿地目	登記簿面積 (実測面積) m ²	備考
1	土地	尾道市向島町字龍王北	73番7	畑	791 (791.73)	
		尾道市向島町字龍王北	73番8	畑	80 (80.99)	
		尾道市向島町字龍王北	73番9	畑	127 (127.33)	
		尾道市向島町字龍王北	73番10	畑	330 (330.27)	
2	土地	尾道市向島町字龍王北	120番18	畑	107 (107.96)	

(注) ① 土地の評価は、登記簿地目に関係なく原則宅地又は宅地見込地で行い、面積は実測面積とする。

② 土地は現況での売払いとするので、各自で現地確認を行うこと。

2 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産に関する事務に従事する者にあつては国有財産法（昭和23年法律第73号）第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

3 入札要領及び契約条項を示す場所

- (1) 広島市中区基町10-52
広島県庁 本館 4階 農林水産局農業技術課農地保全グループ
- (2) 尾道市久保二丁目21-12
尾道市教育会館 3階（尾道市農業委員会事務局）

4 入札参加申込書の提出、資格審査、入札・開札の日時及び場所

- (1) 入札参加申込書の提出と資格審査の日時
平成24年2月28日（火）13時から13時30分まで
- (2) 入札及び開札の日時
 - ① 入札 平成24年2月28日（火）13時30分から
 - ② 開札 入札締切後直ちに開札
- (3) 入札参加申込書の提出、資格審査、入札の場所
尾道市古浜町26-12
広島県尾道庁舎 1階 第一会議室

5 入札保証金

各自入札金額の100分の5以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手（あて先が振出金融機関）により入札開始前に供すること。

小切手の振出金融機関は全銀協が運営する手形交換所に加盟していることを要する。

落札者以外の入札者に対しては、入札保証金を納付した際に発行した受領証書と引換えに、速やかに入札保証金を還付する。

なお、落札者の決定を留保した場合は、落札者を決定するまでの間、当該物件の入札者に係る入札保証金の還付を留保する。

6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 条件

売払物件について、次の条件を付す。

- (1) 落札者は、国有財産売払通知書の発行の日から10年間、売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するもの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならない。
 - (2) 落札者は、国有財産売払通知書の発行の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。
- (注) 落札者が上記の条件に違反したときは売払いの対価の3割に相当する金額を国に違約金として支払わなければならない。

8 代金支払方法

代金は、国有財産売払通知書の発行後、同通知書に定めた所定の期日までに一時払いにより納入すること。

9 その他必要事項

- (1) 入札参加希望者は印鑑証明書を提出すること。
また、法人の場合は代表役員氏名、事業内容及び代表者に制限のないことが把握できる現在事項一部証明書（法人登記簿抄本）を提出すること。
 - (2) 代理人をもって入札をしようとする場合は、(1)のほかに、代理人の資格を示す委任状及び代理人の印鑑証明書を提出すること。
- (注) 上記書類を提出しない者は、入札に参加することができない。

10 携行すべきもの

入札者の登録印鑑（代理人をもって入札しようとする場合は、代理人の登録印鑑）

11 契約内容の公表

契約締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分・数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分。なお、法人にあっては業種を付記する。）を公表する。
なお、契約金額については、同意を得た上で公表する。

12 その他

入札者は、本公示書のほか、契約担当官が交付する入札要領及び国有財産買受申込書を十分理解の上、入札するものとする。

以上公示する。

平成24年1月30日

契約担当官
中国四国農政局長 國弘 実

入札要領

第1条 入札参加希望者は、国有財産売払公示書、本要領及び落札した場合に提出する国有財産買受申込書並びに現物等を熟知の上、入札して下さい。

第2条 現物と公示数量が符合しない場合でもこれを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第3条 入札者は、入札参加申込書を国有財産売払公示書で指定する提出期限及び場所(以下「指定する期限等」という。)に提出しなければなりません。

第4条 代理人により入札する場合は、入札前に必ず委任状を担当者に提出し、入札書には代理人の表示をして下さい。

なお、委任状には受任者の使用印を押印してください。

第5条 入札は所定の入札書により、封書にして、国有財産売払公示書に示す入札日時に提出しなければなりません。

第6条 入札者は入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上(円未満切上)に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手により供しなければなりません(以下「入札保証金等」という。)

第7条 入札書には、入札者の住所氏名を記入の上、押印するものとし、また、金額の記入は算用数字を使用し、最初の数字の前に¥を記入して下さい。

第8条 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引換え、変更又は取消しを行うことはできません。

第9条 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1参照)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- 1 公示書又は本要領の条項に違反するもの
- 2 入札参加申込書を指定する期限等に提出していないもの
- 3 入札書に入札者の住所及び氏名の記入及び押印のないもの
- 4 代理人により入札する場合、入札書に代理人の住所及び氏名の記入及び押印のないもの
- 5 入札書の金額を訂正したもの、金額の記載が明確でないもの
- 6 担当官等が入札書不完全と認めたもの
- 7 第6条に規定する入札保証金を差し出さないもの
- 8 郵送をもって、入札書を送付してきたもの
- 9 一人で2通以上の入札をしたもの
- 10 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び71条の規定並びに国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者が入札したもの
(予算決算及び会計令第70条及び71条、国有財産法第16条は別紙2参照)
- 11 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められたもの
- 12 暴力団排除に関する誓約事項に掲げる者から依頼を受けて入札に参加しようとするもの

の

13 入札関係提出書に虚偽の記載があるもの

第11条 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理者が開札場所に出席しない場合には、国の指定した者を立会いさせて開札します。この場合、異議を申立てることはできません。

第12条 開札の結果、予定価格に達する入札のない場合で、入札参加者が再度の入札を希望するときは、直ちに再入札を行います。この場合、第1回目の最高の入札価格を下回る価格で入札した者の入札は無効とし、当該入札に係る第3回目以降の入札参加者の資格を失います。第3回目以降に行う入札についても、上記を準用して行います。

ただし、再入札をしても、なお、予定価格に達しない場合には、入札を止めることがあります。この場合、異議を申し立てることはできません。

第13条 落札者は、国の予定価格以上で最高の価格をもって入札した者と決定します。

また、落札者となる同価の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじによって落札者を決定します。

なお、入札者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

第14条 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）が落札者となった場合で、外国為替令（昭和55年政令第260号）第11条第3項の規定により財務大臣の許可を要するものであるときは、契約は財務大臣の許可があったときに有効とします。

第15条 入札保証金等は、落札者を除き、所定の手続により速やかに還付します。落札者の入札保証金等は、契約締結後に所定の手続により還付します。

ただし、開札後、入札参加者から落札決定前に入札を辞退する旨の申出があった場合には、入札保証金等を還付します。

第16条 落札者は、契約締結しようとするときは、契約保証金として契約金額の100分の10以上（円未満切上）に相当する金額を現金で納付するか、これに代えて銀行振出小切手により供しなければなりません（以下「契約保証金等」という。）。

ただし、落札者からの申し出により落札者に払い戻すべき入札保証金を契約保証金の一部に振り替えることができます。

第17条 落札者が落札後国有財産買受申込書を中国四国農政局長に提出しないときは、その落札は無効となり、入札保証金は国庫に帰属することになります。

第18条 第16条の契約保証金等は、売買代金の全額を納付した後に所定の手続により還付します。ただし、契約者（落札者）からの申し出により契約者（落札者）に払い戻すべき契約保証金を売払対価の一部に振り替えることができます。

第19条 国有財産売払通知書の発行後、同通知書に定めた所定期日までに売払対価が納入されないときは、契約保証金は国庫に帰属することになります。

第20条 入札をした者は、入札後において国有財産売払公示書、本要領及び国有財産買受

申込書並びに現物等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第21条 契約締結したものについては、その契約内容（物件所在地、区分・数量、契約年月日、契約金額、個人・法人の区分。なお、法人にあつては業種を付記する。）を公表することになります。

なお、契約金額については、同意を得た上で公表することになります。

第22条 本要領に定めない事項は、全て会計法規の定めるところによって処理します。

○暴力団排除に関する誓約事項

私（団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること、並びに、これらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札参加申込書の提出をもって誓約します。

別紙2

○ 予算決算及び会計令 (抄)

(一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第71条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量 に関して不正の行為をしたとき。
- 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るため連合したとき。
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。
- 六 この項（この号を除く。）の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

○ 国有財産法 (抄)

(職員の行為の制限)

第16条 国有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱に係る国有財産を譲り受け、又は、自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、無効とする。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (抄)

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。
- 二 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- 三 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
- 四 指定暴力団連合 第四条の規定により指定された暴力団をいう。

- 五 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
- 六 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- 七 暴力的要求行為 第九条の規定に違反する行為をいう。
- 八 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第九条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。

○ 外国為替及び外国貿易法（抄）

第6条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権があると否とにかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。
- 六 「非居住者」とは、居住者以外の自然人及び法人をいう。

○ 外国為替令（抄）

（財務大臣の許可を要する資本取引等）

- 第11条 財務大臣は、法第二十一条第一項又は第二項の規定に基づき居住者又は非居住者が資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課する場合には、あらかじめ、告示により、これらの規定のうちいずれの規定に基づき許可を受ける義務を課するかを明らかにした上で、その許可を受けなければならない資本取引を指定してするものとする。ただし、同項の規定に基づき居住者又は非居住者が資本取引を行うことについて許可を受ける義務を課する場合において、当該資本取引の指定を告示により行うこととした場合には法の目的を達成することが困難になると財務大臣が認めるときは、当該資本取引の指定は、財務省及び日本銀行における掲示その他の財務省令で定める適切な方法により、行うことができるものとする。
- 2 財務大臣は、前項ただし書の規定により資本取引の指定をしたときは、その旨及び当該指定をした資本取引の内容を周知させる措置を講ずるとともに、速やかにこれらを告示するものとする。
 - 3 居住者又は非居住者が第一項の規定により指定された資本取引を行おうとするときは、当該居住者又は非居住者は、財務省令で定める手続により、財務大臣の許可を受けなければならない。

国有財産買受申込書

平成 年 月 日

中国四国農政局長 殿

買受申込者 住所
氏名(名称)

㊞

下記により、国有財産の売払いを受けたいので、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第1条の規定による改正前の農地法施行規則第49条第1項の規定により、買受けの申込みを致します。

記

- 1 買受けを希望する国有財産の表示
- 2 用 途
- 3 所有権移転の期日 売払いの対価を完納したとき
- 4 売払いの対価 金 円
(一般競争入札による落札価格)
- 5 売払いの対価の支払方法 一時払い（国有財産売払通知書に定めるところによる。）
- 6 その他の買受けの条件
 - (1) 国は、買受申込者が売払いの対価を納期限までに完納したときは、買受申込者の請求により遅滞なく契約保証金を買受申込者に還付すること。なお、還付される契約保証金には利息が付されないこと。
 - (2) 国は、買受申込者が売払いの対価を国有財産売払通知書に定める納期限までに完納しないときは、契約保証金を国庫に帰属させることができること。
 - (3) 売払いの対価を納期限までに完納したときは、売払物件はなんらの引渡し手段を用いなくて買受申込者に引渡しされたものとする。
 - (4) 土地所有権移転登記に要する登録免許税は、買受申込者の負担とすること。
 - (5) 買受申込者は、国有財産売払通知書の発行の時から売払物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、国の責めに帰すことのできない事由により滅失又はき損した場合には、国に対して売払いの対価の減免を請求することができないこと。
 - (6) 買受申込者は、国有財産売払通知書の発行の日から10年間、売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売払物件を第三者に貸してはならないこと。

- (7) 買受申込者は、国有財産売払通知書の発行の日から10年間、売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならないこと。
- (8) 国は、買受申込者の(6)又は(7)に定める公序良俗に反する使用等に関して、中国四国農政局長が必要と認めるときは実地調査を行うことができること。
- ② 買受申込者は、中国四国農政局長から要求があるときは、売買物件について利用状況の事実を証する登記簿抄本その他の資料を添えて売買物件の利用状況等を中国四国農政局長に報告しなければならないこと。
- ③ 買受申込者は、正当な理由なく前2項に定める実地調査を拒み、妨げ若しくは忌避し又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならないこと。
- (9) 買受申込者は、次の各号に定める事由が生じたときは、それぞれ各号に定める金額を違約金として国に支払わなければならないこと。
- ア (8)に定める義務に違反したときは、売買代金の1割の金額
- イ (6)又は(7)に定める義務に違反したときは、売買代金の3割の金額
- (10) 中国四国農政局長は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないときは、売払いを解除することができること。
- (11) 中国四国農政局長は、買受申込者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何ら催告を要せず、売払いを解除することができること。
- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (12) 中国四国農政局長は、買受申込者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、売払いを解除をすることができること。
- ア 暴力的な要求行為
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- オ その他前各号に準ずる行為
- (13) 中国四国農政局長は、(10)から(12)に定める解除権を行使したときは、買受申込者が支払った売払いの対価を返還すること。ただし、当該返還

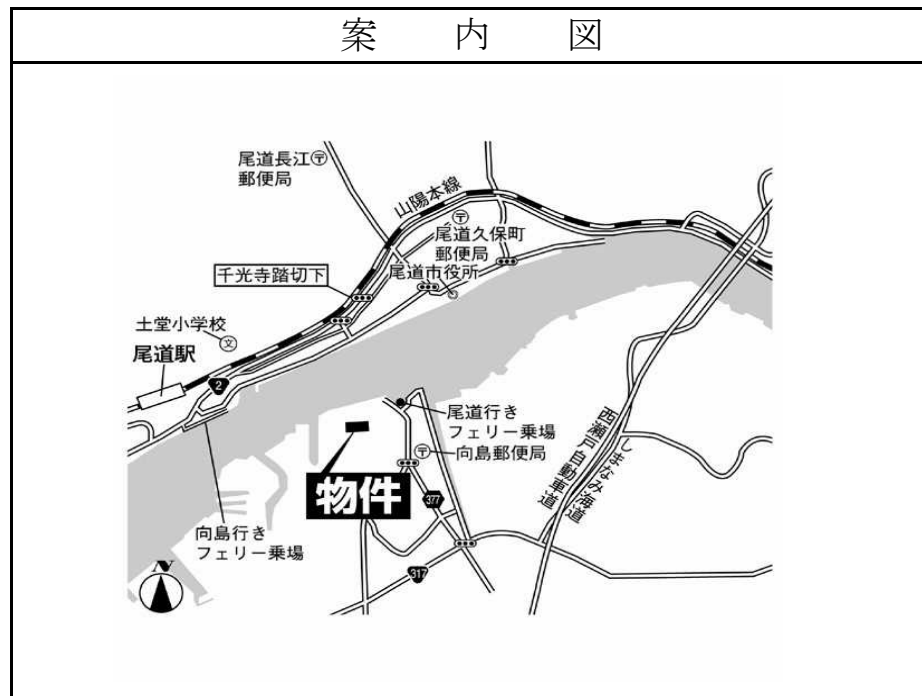
- 金には利息が付されないこと。
- ② 中国四国農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者の負担した契約の費用は返還しないこと。
 - ③ 中国四国農政局長は、解除権を行使したときは、買受申込者が支払った違約金及び買受申込者が売払物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しないこと。
- (14) 買受申込者は、中国四国農政局長が(10)から(12)の規定により解除権を行使したときは、中国四国農政局長の指定する期日までに売払物件を原状に回復して返還しなければならないこと。ただし、中国四国農政局長が売払物件を原状に回復させることが適当でないとき認められたときは、現状のまま返還することができること。
- ② 買受申込者は、前項ただし書の場合において、売払物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として売払解除時の時価により減損額に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。また、買受申込者の責めに帰すべき事由により国に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を国に対し支払わなければならないこと。
 - ③ 買受申込者は、第1項に定めるところにより売払物件を国に返還するときは、中国四国農政局長の指定する期日までに、当該物件の所有権移転登記の承諾書を中国四国農政局長に提出しなければならないこと。
- (15) 中国四国農政局長は、買受申込者が国有財産売払通知書に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できること。ただし、契約保証金及び(9)に定める違約金は損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないこと。
- (16) 国は、(13)の第1項の規定により売払いの対価を返還する場合において、買受申込者が(9)に定める違約金又は(14)の第2項若しくは(15)に定める損害賠償金を国に対し支払うべき義務があるときは、返還する売払いの対価の全部又は一部と相殺することができること。
- (17) 国有財産売払契約締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて買受申込者の負担とすること。

物件調書 (物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の確認調査を行ってください。)

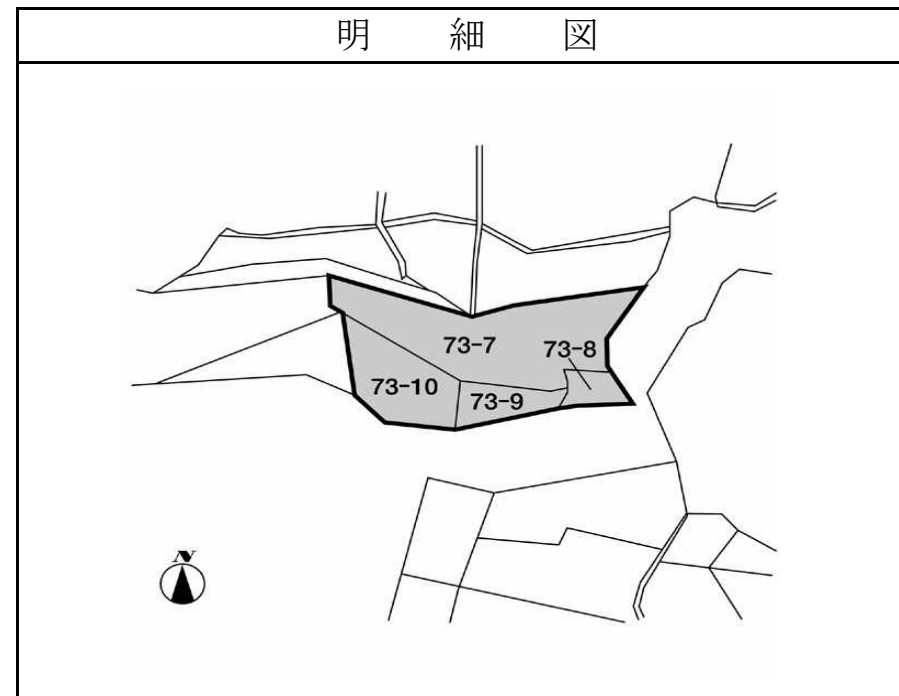
番 号	広島-1		
所 在 地	尾道市向島町字龍王北 73-7.73-8.73-9.73-10		
住 居 表 示			
面 積	1328㎡ (実測: 1330.32㎡)		
地 目	畑 (現況: 原野)		
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	一部に里道が接面するのみ。		
法令等 に基 づく 制限	都市計画法	市街化区域	
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域
		建ぺい率	60%
		容積率	200%
	その他の法律		
私 道 の 負 担 等 に 関 する 事 項	負担の有無	負担の	内 容

	施 設 名	事 業 所 名
供給処理 施設の状況	電気	不可
	上水道	不可
	下水道	不可
	ガス	不可
交通機関	尾道渡船兼吉乗り場まで約550m	
公共施設	尾道市役所向島支所	約1.6km
	向島中学校	約2.0km
参考事項		

案 内 図



明 細 図

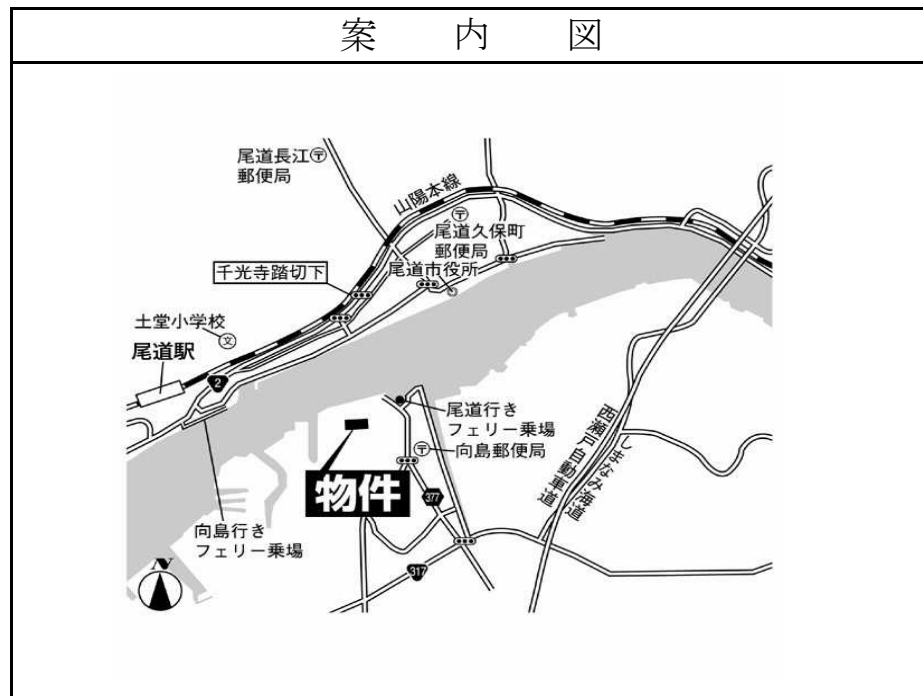


物件調書 (物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の確認調査を行ってください。)

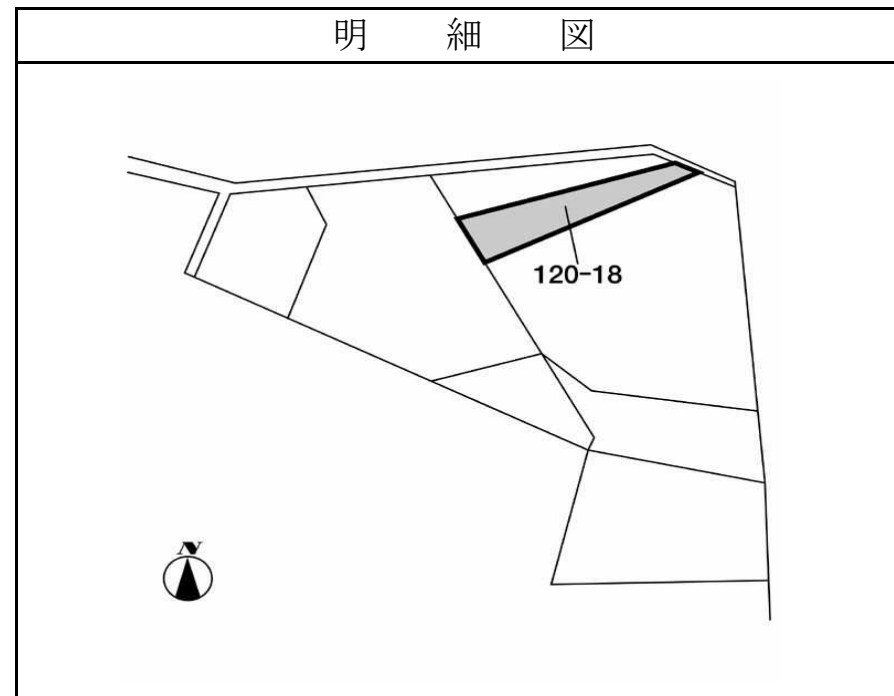
番 号	広島-2		
所 在 地	尾道市向島町字龍王北 120-18		
住 居 表 示			
面 積	107㎡ (実測: 107.96㎡)		
地 目	畑 (現況: 原野)		
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	一部に里道が接面するのみ。		
法令等 に基 づく 制限	都市計画法	市街化区域	
	建築基準法	用途地域	第一種住居地域
		建ぺい率	60%
		容積率	200%
その他の法律			
私 道 の 負 担 等 に 関 する 事 項	負担の有無	負担の	内 容

	施 設 名	事 業 所 名
供給処理 施設の状況	電気	不可
	上水道	不可
	下水道	不可
	ガス	不可
交通機関	尾道渡船兼吉乗り場まで約550m	
公共施設	尾道市役所向島支所	約1.6km
	向島中学校	約2.0km
参考事項		

案 内 図



明 細 図



国有財産売払一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

契約担当官
中国四国農政局長 國弘 実 殿

申込者 住所
氏名 印
(電話:)

代理人 住所
氏名 印
(電話:)

下記の売払物件に係る一般競争入札に参加したいので、別添の（イ）委任状（ロ）印鑑証明書（ハ）法人登記簿抄本（ニ）を添えて入札参加を申し込みます。

記

参加希望	物件番号	財産区分	所 在	地 番	登記簿地目	登記簿面積 (実測面積)
	1	土地	尾道市向島町字龍王北	73番7	畑	791 (791.73)
			尾道市向島町字龍王北	73番8	畑	80 (80.99)
			尾道市向島町字龍王北	73番9	畑	127 (127.33)
			尾道市向島町字龍王北	73番10	畑	330 (330.27)
	2	土地	尾道市向島町字龍王北	120番18	畑	107 (107.96)

- (注意 1) 添付している書類の項目に○印を付して下さい。
また、(イ)、(ロ)、(ハ)以外のものを添付したときは、(ニ)に○印を付し、その名称を記入してください。
- (注意 2) この入札参加申込書は入札開催当日に入札執行官に提出してください。
- (注意 3) 申込者は、本申込書の提出に当たっては、暴力団排除に関する誓約事項を必ず確認してください。

委 任 状

代理人 住所

氏名

印

上記の者を私の代理人と定め下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 平成24年 2 月 28 日

2 入札物件

参加 希望	物件 番号	財産 区分	所 在	地 番	登記簿 地 目	登記簿面積 (実測面積)
	1	土地	尾道市向島町字龍王北	73番7	畑	791 (791.73)
			尾道市向島町字龍王北	73番8	畑	80 (80.99)
			尾道市向島町字龍王北	73番9	畑	127 (127.33)
			尾道市向島町字龍王北	73番10	畑	330 (330.27)
	2	土地	尾道市向島町字龍王北	120番18	畑	107 (107.96)

3 入札に関する一切の件

平成 年 月 日

住所

氏名

印

契約担当官

中国四国農政局長 國弘 実 殿

(注) 委任者及び代理人の印鑑証明書を添付してください。

保 管 金 提 出 書

第 号	受 付
平成 年 月 日	

¥ _____

提出の事由 平成24年1月30日公示の物件番号1の尾道市向島町字龍王北73番7、73番8、73番9、73番10に所在する土地4筆1330.32㎡の売払に係る入札保証金

上記の金額を提出します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名 印
(代理人)

中国四国農政局

歳入歳出外現金出納官吏

殿

入札保証金 受 付 済	契約保証金 充当決定	売払代金 充当決定	保証金返還 決 定	保証金国庫 帰属決定
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
認印	認印	認印	認印	認印
(保管金台帳登記済)	(保管金台帳登記済)	(保管金台帳登記済)	(保管金台帳登記済)	(保管金台帳登記済)
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

